

## G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のため恒常的な国の支援策の創設に関する意見書

子どもたちが豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自立的に生きていくため、一人ひとりの個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能で活力ある未来社会の担い手として、求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等中等教育において極めて重要な課題となっています。

政府・文部科学省におかれては、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期可能とするため、令和5年度までとされていた「G I G Aスクール構想」に基づく整備計画を前倒しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一台の端末(タブレット端末)の整備は、全国的にはほぼ完了したところです。

文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも、すべての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところです。

しかしながら、地方自治体の財政力は、自治体ごとの違いはあるとはいうものの、総じて将来にわたって行っていくことは大変困難です。本町においても財政状況は厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財政確保は難しい状況にあります。義務教育は無償であることや、児童生徒の家庭的経済状況を考慮することが必要不可欠です。

つきましては、今後の更なる情報教育環境の実現に向け、G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、機器の維持・更新、高速ネットワークの維持向上、学習支援ソフトウェア等の購入、機器の適切な活用促進のための人的条件整備などへの恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望します。

### 記

- 1、一人1台端末(タブレット端末)の整備・修繕・更新、活用に係る通信及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助金措置を講じること。
- 2、学習ソフトウェア・ハードウェア等の購入経費に係る支援を図ること。
- 3、通信費に対する財政支援を講じること。
- 4、情報通信技術支援員等(ICT支援員等)の配置及び充実への支援を図ること。
- 5、デジタル教科書無償化及びその活用に対する支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

京都府久世郡久御山町議会